

令和8年度「交通事故防止に関するポスター」募集要項 (高校生対象)

1 趣 旨

交通安全意識の高揚を図り、交通安全に対する自覚と実践を勧めるため、県内高等学校等に在籍する生徒からポスターを募集する。

2 主 催 栃木県

共 催 栃木県警察本部 栃木県教育委員会 市町
栃木県交通安全協会 株式会社栃木放送 栃木県交通安全母の会連合会

3 募集部門及び応募資格

栃木県内高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校、特別支援学校高等部に在籍する生徒

4 募集課題

交通安全意識の高揚を運転者や歩行者に強く訴えるようなものが望ましい。

- (例) ○自転車や特定小型原動機付自転車の安全な走行(自転車等利用時のルール・マナー遵守、ヘルメットの着用、自転車保険への加入 等)
- 飲酒運転やスピード違反、あおり運転、ながら運転など危険運転の根絶
- 信号機のない横断歩道での一時停止の徹底(横断歩道は歩行者優先)
- 子供や高齢者の交通事故防止(※「3 S 運動」を含む)
- シートベルト・チャイルドシートの着用徹底
- 夜間走行中の原則ハイビームの徹底
- 夜間の反射材の普及啓発
- 高齢運転者等の運転免許証自主返納の促進

※「こどもや高齢者に優しい3 S (スリーエス) 運動」とは

S E E (発見する) →子供や高齢者をいち早く発見する

S L O W (減速する) →子供や高齢者を見たら減速する

S T O P (停止する) →危険を感じたらすぐに停止する

5 応募要領

- (1) ポスターの用紙は四つ切サイズ(540ミリ×380ミリ)又はB3版(515ミリ×364ミリ)とし、縦がきとする(裏面に、学校名、学年、氏名、ふりがなを明記する)。
- (2) ポスターの絵具は、ポスターカラー、クレヨン、パス類、油彩、水彩等を用いることとする。
- (3) ポスターには、必ず文字を含めることとする。
- (4) 応募作品は、全て創作で未発表のものに限る。(出品担当者が、作品を制作した生徒に、創作作品であることを確認した上で応募する。)
- (5) 応募作品は、原則として返却しない。
- (6) 入賞作品は、主催者が管理する。

6 応募方法

各学校の出品担当者は、別記様式1に必要事項を記入し、応募時に1枚添付する。

個人(作成者)においては、別記様式2に必要事項を記入の上、応募作品に添付する(必要事項を記入した別記様式2を作品の裏面に糊付けして、5(1)記載の学校名等の明記に代えてもよい)。

以上の2点を添付の上、生活文化スポーツ部くらし安全安心課に9月11日(金)までに提出する。

《提出先》

〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1丁目1番20号

栃木県生活文化スポーツ部 くらし安全安心課 生活・交通安全担当 宛

7 審査

県、関係機関・団体の代表者による審査を行い、入賞作品を選出する。

最優秀賞・・・1点、 優秀賞・・・4点、 入選・・・10点

奨励賞・・・1点

8 表彰等

(1) 入賞者には、知事及び教育長連名表彰状と図書カードを授与する。

(2) 入賞者には、令和8(2026)年11月5日(木)開催予定の「第18回栃木県交通・生活安全安心県民大会」において知事及び教育長連名表彰を行う。

(3) 令和8(2026)年12月11日(金)から12月18日(金)まで栃木県庁15階展示ギャラリーにおいて入賞作品展を開催し展示する。

(4) 入賞作品は、交通安全県民総ぐるみ運動用チラシ等に活用する。

9 個人情報について

(1) 応募者氏名、学校名等については、応募者名簿の作成等、コンクール業務に必要な範囲でのみ利用する。

(2) 入賞者については、作品をはじめ、氏名、学校名、学年について、県のホームページ及び適当と判断した新聞、雑誌等において発表したり、展覧会等での掲示を行ったりするので、あらかじめ御了承願いたい。

10 注意点

(1) 提出される作品、応募一覧表、別記様式2に書かれてある氏名をそのまま賞状作成に使用するので、正確に記載すること。

(2) ポスターに含まれる文字の表記の間違い等により審査の対象外となる場合があるため、作品制作の際は文字にも留意すること。また、信号の色の並び順や標識の間違い、シートベルトの非着用等も審査の対象外となる場合があるため、交通法規にも留意すること。その他、既存のキャラクターを用いないよう留意すること。

(3) 作品への標語及び言葉の使用については、既製、創作のもの等を問わず制約はないが、作品上の車両が既存の車両と特定できないように、固有の名称(商品名、メーカー名、ロゴ、マーク等)は使用しないこと。